

香川県広域水道企業団  
豊中町・樋盤・汐木浄水場施設等  
運転監視・点検業務委託

仕 様 書

香川県広域水道企業団

# 目次

第1条	目的	3
第2条	業務範囲	3
第3条	業務対象施設及び業務内容	3
第4条	業務実施体制及び業務管理等	3
第5条	業務の履行	3
第6条	契約期間	4
第7条	支払い	4
第8条	一括再委託等の禁止	4
第9条	保険の加入	4
第10条	法令等の遵守	5
第11条	統括責任者等の要件	5
第12条	提出書類	6
第13条	業務計画書	6
第14条	業務の引継ぎ	7
第15条	貸与品	7
第16条	受注者の費用負担	7
第17条	発注者の費用負担	8
第18条	緊急時の体制	8
第19条	緊急時の措置	8
第20条	事故報告	8
第21条	安全の確保	9
第22条	故障の修理	9
第23条	施設の保全	10
第24条	守秘義務	10
第25条	個人情報取扱	10
第26条	施設の一般管理	10
第27条	事務室等の利用	10
第28条	火災の防止	11
第29条	盗難防止等	11
第30条	業務従事者の服装、態度等	11
第31条	業務従事者の資質向上	11
第32条	公の施設としての役割	11

第 3 3 条	不当要求行為を受けた場合の措置 .....	11
第 3 4 条	消費税率等の改定 .....	12
第 3 5 条	疑義が生じた場合 .....	12

## 第1条 目的

本仕様書は、香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）が設置する各浄水場及び香川用水受水系統並びにこれに附帯する場外水道施設等の運転管理・維持管理業務に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、機能を十分に発揮し、契約の適正な履行を図るため、各浄水場等の運転管理・維持管理業務（以下「業務」という。）の委託に必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 業務範囲

この業務を受注するもの（以下「乙」という。）に委託する業務は、水道施設のうち浄水場やポンプ場・配水池等の設備機器の運転・操作・保守点検を行うことを業務範囲とし、委託契約書及び本仕様書に定めた事項を適用する。ただし、特に定める事項については、特記仕様書によるものとする。

## 第3条 業務対象施設及び業務内容

業務の対象施設及び業務内容は、特記仕様書第2条に定める。

## 第4条 業務実施体制及び業務管理等

業務の実施体制及び業務管理等は、特記仕様書第3条に定める。ただし、テロ及び天災事変等の事故並びに重故障等、予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止等に至った場合については、別途協議する。

## 第5条 業務の履行

- 1 乙は、施設の機能を十分理解し、所定の能力が保持できるよう契約書、本仕様書その他関係書類に基づき甲の指示に従い、適正かつ誠実に業務を履行しなければならない。
- 2 乙は、本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の労働管理を十分行い、施設の運転を停止することができないことを念頭に置き、あらゆる事態に対応できる体制を整えなければならない。
- 3 乙は、対象施設の構造、性能及びその状況を熟知し、運転に精通するとともに、常に問題意識を持ち、創意工夫し業務の履行に努めなければならない。
- 4 乙は、業務対象施設で乙以外の受注者が実施する委託業務及び工事と双方の作業に支障が無いよう協調して業務を履行するものとする。

## 第6条 契約期間

- 1 契約期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。そのうち、契約締結の日から令和8年3月31日までの期間については技術習得のための準備期間とし、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの期間を業務履行期間とする。
- 2 乙は準備期間において、業務の履行開始に支障をきたすことのないよう準備しなければならない。
- 3 甲は、前項の準備に必要な業務対象施設及び設備機械・器具等について、乙の申し出があった場合は、無償で使用させることができる。この場合、乙は、その施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

## 第7条 支払い

- 1 支払いは、毎月完了払いとする。
- 2 契約締結の日から令和8年3月31日までの準備期間については、委託料の支払いは発生しないものとする。
- 3 各年度の月間支払額（税込価格）は契約書で定める。

## 第8条 一括再委託等の禁止

- 1 乙は、業務の全部又は仕様書において指定した部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、再委託に係る承認申請書を作成の上、その承諾を受けなければならない。
- 3 承認申請書には、業務の一部を委託した者の商号又は名称、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について、本契約書を準用して再委託者と契約を締結するとともに、契約書の写しを甲に提出しなければならない。

## 第9条 保険の加入

- 1 乙は、次の保険に加入するものとする。
  - (1) 労働者災害補償保険
  - (2) 損害賠償責任保険
  - (3) その他業務の履行に関し必要と認められる保険
- 2 乙は、前項の保険の加入証明書、証書の写し等を業務の開始時に甲に提出しなければならない。

## 第10条 法令等の遵守

乙は、労働関係法令の遵守はもとより、本業務の実施に必要な関係法令及び甲の指示命令を遵守しなければならない。

- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 電波法
- ・ 消防法
- ・ 河川法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 建築基準法
- ・ 計量法
- ・ 環境基本法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ エネルギー使用の合理化に関する法律
- ・ 公害防止に関する香川県条例
- ・ 香川県広域水道企業団契約規程等の関係法令
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ・ 個人情報保護法
- ・ その他関係法令

## 第11条 統括責任者等の要件

乙は、業務の履行にあたり、水道施設の運転管理及び維持管理に関する技術を有した者を配置しなければならない。なお、統括責任者等は、特記仕様書第3条に定める資格等を有すること。

## 第 12 条 提出書類

乙は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 契約締結後、業務開始までに速やかに提出する書類
  - ア 業務着手届
  - イ 業務計画書（業務概要、現場組織、業務工程、業務方法等）
  - ウ 総括責任者選任届（経歴書、資格証明書を含む。）
  - エ 業務従事者一覧表
- (2) 定期報告書類
  - ア 業務報告書（日報、月報、年報）
  - イ 勤務予定表
  - ウ 保守点検予定表
  - エ 水質管理日報
- (3) 業務期間終了後、速やかに提出する書類
  - ア 業務完了報告書
- (4) 随時提出する書類
  - ア 細菌検査証明書（検便）
  - イ 打合せ議事録
  - ウ その他、甲が指示する書類

## 第 13 条 業務計画書

1 乙は、業務計画を策定し提出すること。なお、業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること  
業務方針並びに業務の概要
- (2) 現場組織に関すること  
現場組織、業務分担、緊急時における連絡体制及び非常招集体制
- (3) 業務工程に関すること  
年間業務工程、労務計画
- (4) 業務方法に関すること  
業務要領並びに運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生管理に関すること  
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画、研修計画、安全衛生管理組織
- (6) 保全、保安管理に関すること

保全、保安教育の内容及び教育実施予定

- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

2 業務履行期間中に甲が施設整備等を行った場合、乙は業務内容の変更について検討を行わなければならない。また、検討の結果、業務計画書に変更が生じる場合は、遅滞なく変更業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

#### 第14条 業務の引継ぎ

業務従事者間の引継ぎは、運転日誌等により行うものとし、必要があるときには、現場において補足説明を行う等、引継ぎに万全を期さなければならない。引継ぎにあたっては、以下の項目について引き継がなければならない。なお、運転日誌等は、毎日（休日等の場合は翌日等）、甲に提出し、運転、管理状況等を説明のうえ、確認を受けなければならない。

- (1) 運転監視業務計画
- (2) 各種設備機器の運転状態
- (3) 運転上の制約並びに第三者による工事等の内容
- (4) その他運転監視業務に必要な事項

#### 第15条 貸与品

契約期間中、業務を遂行するうえで必要となる設計図書、完成図書、設備機器、備品、特殊工具等（以下「使用機器等」という。）を、甲の承諾を得て、無償で使用することができる。貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合は、甲に弁償しなければならない。なお、貸与された鍵類は複製しないものとする。

#### 第16条 受注者の費用負担

1 乙が業務履行上で負担する経費は、乙自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転管理・維持管理費等とし、次のとおりとする。

- (1) 準備期間に要する費用
- (2) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務品  
ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。
- (3) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品  
ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。
- (4) 食器棚・茶器・台所用品等の消耗品

ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。

(5) 各種作業服・作業靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具・機器

(6) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計、補修用塗料、懐中電灯等の工具・材料・機器

ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。

(7) 点検・巡回用車両及びこれに必要な燃料費・維持管理費

(8) 清掃用具及び清掃用品、消耗品

ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。

(9) 電話・ファックスの設置工事費及び維持費

(10) 定期及び臨時の健康診断並びに検便に要する費用

(11) その他必要なもの

2 乙は、前項により甲が使用を認めた場合は、前条の規定により取り扱うこと。

#### 第17条 発注者の費用負担

次に掲げる費用は、甲の負担とする。

(1) 業務に直接関わる電気・水道等光熱水費

(2) 薬品費（水質分析用試薬を含む。）

(3) 機器等の修繕費用

#### 第18条 緊急時の体制

乙は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、速やかに業務従事者を非常招集できる体制を確保しなければならない。

#### 第19条 緊急時の措置

乙は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、水質の悪化及び機器異常）等により緊急事態が発生した場合には、その状況を甲に報告するとともに、対応を協議しなければならない。なお、緊急時の運転等について甲が指示した場合は、甲の指示に従って運転方法の変更その他の対応措置を行い、後日、報告書を提出するものとする。

#### 第20条 事故報告

乙は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じると

ともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、逐次、甲に文書等により速やかに報告しなければならない。また、必要に応じて運転操作方法について甲と協議し、後日、報告書を提出するものとする。

## 第21条 安全の確保

- 1 乙は、本業務にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、業務従事者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。
- 2 乙は、感染症等に関して、平素から安全衛生管理を十分に行わなければならない。
- 3 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- 4 業務の履行にあたり、電気、薬品類、塩素ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を講じるとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- 5 乙は、業務従事者に対して定期及び臨時の健康診断並びに検便（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、コレラ菌、O-157）を年2回、甲の定める時期（8月・2月）に実施し、その結果を甲に提出しなければならない。
- 6 業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託業務、修繕又は工事がある場合は、常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。
- 7 業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、委託者に文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

## 第22条 故障の修理

施設、設備、機器類に故障、異常が発生した場合は、直ちに調査・点検・復旧を行うこと。また、調査・点検後は甲にその故障内容等について詳細な報告を行わなければならない。故障の復帰を行うにあたり、復帰困難な場合には甲に連絡し、指示を受けるものとし、修繕工事等が必要な場合はその修繕に要する費用は甲が負担する。

### 第23条 施設の保全

業務の実施にあたっては、既存の構造物等に損傷を与えないようにしなければならない。万一、損傷等を与えた場合は、甲に報告し、両者で協議のうえ、乙の責任において復旧しなければならない。

### 第24条 守秘義務

乙は、当該施設・当該業務に関して業務遂行上知り得た事項は、業務のみに使用することとし、第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様である。

### 第25条 個人情報取扱

甲及び乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

### 第26条 施設の一般管理

施設及びその周辺は、常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

### 第27条 事務室等の利用

- 1 乙は、事前に甲に届出を出し、承諾を受け甲の水道施設内の一部を事務室等として使用することができる。この場合において、乙は、善良なる管理者の注意をもって維持管理を行わなければならない。
- 2 乙は、浄水場及び場外施設の事務室等を改造してはならない。ただし、業務上改造が必要な場合には、事前に甲に届出をし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。この場合において、契約期間終了時の原状回復については、甲、乙が協議して定める。
- 3 施設の使用期間中、乙の責めに帰すべき事由により汚損等があった場合は、乙の負担で原状回復をしなければならない。この場合において、原状回復方法については、事前に甲の承諾を得なければならない。

4 業務に直接係わる事務室等の仕様に伴う電気、ガス、水道等は供与するものとするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

#### **第28条 火災の防止**

乙は、施設及び諸室の火災の発生を未然に防止するため、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

#### **第29条 盗難防止等**

設備機器、備品工具等の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分な監視及び施錠の徹底に努めなければならない。

#### **第30条 業務従事者の服装、態度等**

乙は、業務従事者の作業規律、衛生、風紀等に関して一切の責任を負うものとする。また、次に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者と明確に判断できるよう、統一した作業服を着用すること。
- (2) 本人が容易に確認できるよう、胸には身分証明書を着用すること。
- (3) 訪問者及び電話対応においては、相手に不快感を与えないなど、態度等には注意をしなければならない。

#### **第31条 業務従事者の資質向上**

乙は、運転監視業務及び保守点検業務相互に通じた業務従事者の育成を図り、業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。業務従事者は、常に施設の状態、状況を正確に把握して、業務を遂行しなければならない。

#### **第32条 公の施設としての役割**

乙は、浄水場及び場外施設が公の施設であることを十分理解し、周辺住民との調和を図り、公の施設としての信用を失墜させることのないよう、注意しなければならない。

#### **第33条 不当要求行為を受けた場合の措置**

1 乙は、この契約の履行にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、乙に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

### **第34条 消費税率等の改定**

この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、業務委託料に相当額を加減して支払う。

### **第35条 疑義が生じた場合**

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙双方が協議して定めるものとする。